

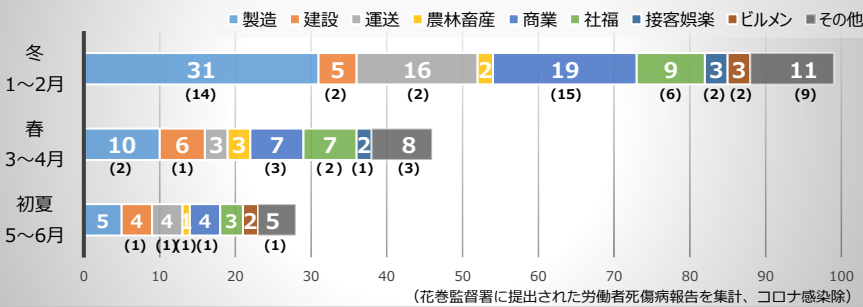


I 令和8年上半期（1月～6月）の労働災害

グラフ1

季節別の発生件数

令和8年6月末速報値



◆花巻監督署管内における令和8年上半期の労働災害（1月～6月速報値）は、全産業合計で173件。前年と同数で減少なし。

【グラフ1】季節要因で見ると、1月～2月は降雪等の影響による転倒が製造業、商業で多発。

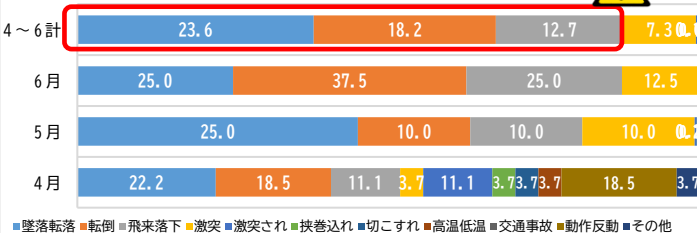
【グラフ2】4～6月では「墜落・転落」「転倒」「激突」で全体の5割以上を占めている。

【グラフ3】直近2か月（5～6月）は、前年を下回る状況を維持している。

引き続き「墜落転落」「転倒」「激突」の防止対策に取り組みましょう！

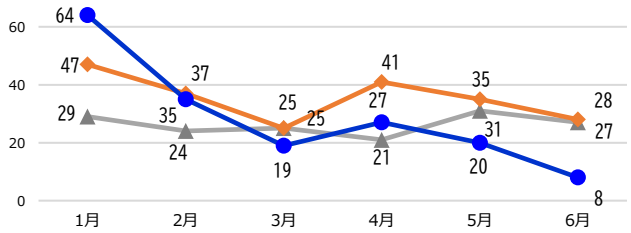
グラフ2

4月～6月の事故型（全災害に占める割合）



グラフ3

令和6年 令和7年 令和8年



II 職場における熱中症防止のためのガイドライン

NEW

厚生労働省では、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育等の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことにより、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的として「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

ガイドラインを参考として、効果的な熱中症対策に取り組みましょう！

【職場での熱中症防止対策のポイント】 詳しくはリーフレット参照 ➡

ポイント1 体制整備、必要な設備の整備を行いましょう！

ポイント2 熱中症リスクを適切に把握・評価しましょう！

ポイント3 熱中症リスクに応じた対策を検討しましょう！

ガイドライン全文は

こちら ➡ [職場における熱中症防止のためのガイドライン - 厚生労働省](#)

III シリーズ 労基法クイズ ⑤ 記録の保存

賃金台帳、労働者名簿、タイムカード、年次有給休暇管理簿など労務管理に関する書類の保存期間は何年ですか？

第1問 労働者名簿は辞めたら不要なので廃棄してよい？ ① 6か月間保存 ② 翌年度末まで保存 ③ 3年間保存

第2問 賃金台帳は支払いが終わったら廃棄してよい？ ① 翌年度末まで保存 ② 3年間保存 ③ 6か月間保存

第3問 タイムカードや出勤簿はスペースが無いので廃棄してよい？ ① 3年間保存 ② 6年間保存 ③ 10年間保存

第4問 年次有給休暇管理簿は辞めた人の分も保存必要？ ① 退職者は廃棄してよい ② 3年間保存 ③ 2年間保存

第5問 懲戒解雇した人の解雇通知も保存必要ですか？ ① 10年間保存 ② 2年間保存 ③ 3年間保存

ヒント：労基法第109条（同附則第143条）

答えは最終ページ。答え合わせをしましょう！



Ⅳ もっと自分らしい働き方・休み方



詳しくは「働き方休み方改善ポータルサイト」➡



●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう

一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与
交代制付与方式	班・グループ別に交替で付与
個人別付与方式	個人別に付与

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう

労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

V 定期健康診断等の取扱いが一部変更になります

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診斷項目

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長(※)、体重、腰圍(※)、視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査

血圧の測定

貧血検査 (血色素量及び赤血球数) (※)

肝機能検査 (AST、ALT、γ-GT) (※)

血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) (※)

血糖検査 (※)

血清クレアチニン検査(※) ※

尿検査 (尿中の糖及び蛋白の有無の検査)

心電図検査(※)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- ❑ **喀痰検査が削除されました。**
健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への送やけや受診勧奨を行ってください。
 - ❑ **肝機能検査の酵素名が変更されました。**
「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合には、健康診断における事業者や労働者の健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。
 - ❑ **「血清クレアチニン検査」が追加されました。**
血清クレアチニン検査は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への送やけや受診勧奨など保健指導も必要です。

診断項目の省略にご留意ください！

- ◆法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、個々の労働者ごとに、**医師が省略可能であると認める場合においてのみ可能**になります。
- ◆血液検査等の項目の省略の判断を、医師ではない者が一律に行うことのないよう十分ご注意ください。

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者（BMI＝体重(kg)/身長(m) ² ） ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法等に結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 血清クレアチニン 35歳未満の者、及び36～39歳の者 40歳未満の者
心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者



Ⅵ Q&A 労働時間の把握

Q：当社では、出勤時に「出勤簿」に押印し、残業は自己申告制としていますが、この方法で問題ありませんか？

A：労働基準法において、労働時間・休日・深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しています。このため、厚生労働省では、「[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（適正把握ガイドライン）](#)」を策定し、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかに示しています。

さらに、労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3 では「事業者は、第 66 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。」と規定しています。厚生労働省令で定める方法は、労働安全衛生規則第 57 条の 7 の 3 第 1 項において「タイムカードによる記録、パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。」としています（※パソコン等のログインからログアウトまでの時間を把握しましょう。）。

以上を踏まえ、法令及びガイドライン等に即した労働時間の把握方法に見直す必要があります。具体的には、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等、客観的な記録を基礎として確認する方法に改めることをお願いします。

残業時間についても、「[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（適正把握ガイドライン）](#)」に基づいて（リーフレット5ページ参照）、適正な把握をお願いします。

【參考資料】

- ◆「「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平 18.3.17 基発第 031708 号）（リーフレット）」
 - ◆「「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」」
 - ◆「「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」」
 - ◆労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」
 - ◆「研修・教育訓練」に関する労働時間の考え方
- 

ご不明な点が
最寄りの労働



VII 安全帯 = 墜落制止用器具の適正な使用をお願いします

【墜落防止対策の原則は…】

高さ2メートル以上の高所作業を行う場合、足場を組み立てる等により作業床の設置が義務付けられています（安衛則第518条第1項）。また、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等には囲い・手すり・覆い等の墜落防止措置が義務付けられています。（安衛則第519条第1項）

【例外として…】

足場による作業床の設置、作業床の端・開口部等の手すり等の設置が技術的に著しく困難な場合、又は、作業の必要上臨時に手すりや囲い等を取り外す必要があるときは、防網を張り、墜落制止用器具を使用させる等、墜落防止措置が必要になります。（安衛則第518条第2項、同第519条第2項）

なお、墜落制止用器具を使用させる場合は、**親綱**等の取付け設備が必須であり（安衛則第521条）、作業主任者の職務として安全帯の機能の点検が必要です。

【注1】

墜落制止用器具の**構造規格**が2019（平成31）年1月25日に告示され、旧構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022年1月1日までとなっており、2026年現在では、改正後の新構造規格をクリアした墜落制止用器具（安全帯）以外（旧規格）は使用できません。
耐用年数がありますのでご確認ください。

【注2】

墜落制止用器具は、**ショックアブソーバー**に記載された「落下距離」=作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたもの以下の高さでは墜落してしまいますので、**落下距離以上の高さで使用**しましょう！

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用する必要があります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



要件③ ショックアブソーバーは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバーを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバーを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバーを選定します。）



VIII 外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては、厳正に対応していくこと

が重要です。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

◆雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

◆パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

◆お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）

◆事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。

◆外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 1 不法就労や不法就労の疑いがあるケース
- 2 雇用主が労働者の権利を侵害しているケース
- 3 労働者の権利を侵害しているケース

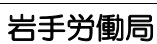
注意！ 事業主も罰則の対象となります！！

在留カードの記載事項を確認してください。

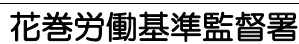


厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



岩手労働局



花巻労働基準監督署

IX 就業環境整備・改善支援セミナー

＜初心者でも安心の労務管理＞ 就業環境整備・改善支援 セミナー

抱えている悩みを、ひとつずつ解決。

こんな方におすすめです

☑ 労務管理初心者の方 ☑ 新任人事 ☑ 労務担当者の方 ☑ 創業間もない事業主の方



企業が労働者を雇用するうえで必要な労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールを、社会保険労務士などの専門家が丁寧に、やさしくわかりやすく解説するセミナーです。現地開催とオンライン開催(Zoom)の2通りから選べます。

**参加費
無料**
テキスト・資料
無料

開催期間：2026年8月～2027年1月末（予定）

現地(会場)開催



- 全国47都道府県で開催
- 1回120分(休憩10分)
- 終了後、個別相談あり(要予約)

オンライン開催(Zoom)



- テーマごとに分けた講義形式
- 1回120分(休憩10分)
- どこからでも参加可能

**申込
方法**

WEBからお申込みをお願いします。
スマートフォンからもお申込みいただけます。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminar>



X 労働契約等解説セミナーのご案内

厚生労働省では、労働時間や労働契約に関するルールを十分に理解していただくことを目的に、事業主、人事労務担当 者や労働者の皆さまを対象とした労働契約等に関するセミナーを開催しています。



みんなが安心して働くために
いま知っておきたい労働契約のルール

労働関係法令の基礎

無期転換ルール

副業・兼業の促進

テキスト・
受講料
無料



労働契約等解説セミナー

詳しくはこちら

リーフレットこちら → [参加申し込み型セミナー（オンラインセミナー）](#)、[個別相談会](#)
[講師派遣型セミナー・個別相談会](#)

フォームでのお問い合わせ

お問合せフォーム

お電話によるお問い合わせ 03-5226-9919
受付時間：平日 10:00～17:00
(土日祝日を除く)

参加申込型セミナー
(オンラインセミナー)

セミナーの詳細

[通常型](#) | [テーマ分割型](#)

個別相談会

個別相談会の詳細

セミナー内容に関する個別の相談会を実施
いたします。お気軽にご相談ください。

講師派遣型セミナー

中小企業向けセミナーのご相談

労働者団体向けセミナーのご相談

セミナーQ&A



セミナー ポータルサイト

XI 全国産業安全衛生大会のご案内

第 85 回全国産業安全衛生大会が札幌で開催されます。
大会テーマ：大地にみなぎる 健康・安全 決意の力

大会テーマ 大地にみなぎる 健康・安全 決意の力

札幌 IN 札幌

2026年
開催期間 **9月16日(木)～18日(金)**

会場
総合集会(9月16日) 北海きたえーる(北海道立総合体育センター)
分科会(9月17日、18日) 札幌コンベンションセンター(ほか(北海道札幌市))

参加費
一般：1名18,700円(税込)／中央労務協会：1名9,350円(税込)
※分科会参加費は別途要(1日につき1名1名)

同時開催
緑十字展2026 つどむ(札幌市スポーツ交流館)

特別講演
「人口減少、高齢化と向き合う経営」
株式会社セゾ 取締役会長 **丸谷 智保氏**

申込みはこちら → <https://jisha-taikai2026.com/>

申込締切は9月10日



XII 労災保険「熱中症」「蜂刺され」

毎年8月になると労災請求で目立つのが「熱中症」と「蜂刺され」です。

【熱中症】

今年は7月から「酷暑(気温 40℃以上)」となる日も出ており、さらに湿度も高め。これが令和の暑さの常識になってきたように感じます。

熱中症は、「初期対応」が遅れ症状が悪化すると命にかかわることがあります。熱中症レベルⅡ「中等度」になる前に早めに医療機関を受診しましょう。この際、**労災保険が使えます**。

令和7年6月の法改正で義務化されましたが、連絡体制の周知、初期対応の教育などをしっかりと行いましょう！

また、WBGT 値を把握し、適切な休憩と水分・塩分補給は当然ですが、「食事」「睡眠」「アルコール」「基礎疾患」といったことも熱中症予防には重要な要素です。日頃の健康管理がポイントですね！

【蜂刺され】

今年は冬から一気に初夏になったように感じますが、暑い環境は蜂の活動も早まり営巣活動が活性化するため注意が必要です。

例年8月～9月に蜂刺され被害が多発しています。この時期、事務所・倉庫、樹木周辺などで蜂が飛んでいるのを見かけたら要注意です！ 飛び方・飛んでいる方向を観察し、巣がある場合は、周辺の立入禁止の表示を行い、巣の撤去を早急に行いましょう。

屋外作業が多い、農林業や建設業では、蜂アレルギーの検査、エピペン®の準備などの対策も必要です。

仕事に蜂に刺されてしまったら、**労災保険が使えますので、監督署にご相談ください。**